（株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令の一部改正）

第七条　株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第七号中「厚生年金基金」を「存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。）」に改める。

（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正）

第八条　発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第七号中「厚生年金基金」を「存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。）」に改める。

（中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令の一部改正）

第九条　中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第二項第二号中「第九条の九第六項の規定により行う法第九条の八第二項第十二号」を「第九条の九第六項第一号の二」に改め、同条第十四項を同条第十六項とし、同条第十三項中「から第九項まで及び前二項」を「、第五項、第七項から第十項まで、第十二項及び第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第八項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十三項の次に次の一項を加える。

14　法第九条の九第六項第一号の三に規定する内閣府令で定めるものは、外国銀行の業務の代理又は媒介とする。

第一条の三第七項第一号ロ中「すべて」を「全て」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　法第九条の八第二項第十二号の二に規定する内閣府令で定めるものは、外国銀行（同項第十二号に規定する外国銀行をいう。第十四項において同じ。）の銀行法第十条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。第十四項において同じ。）の代理又は媒介とする。

第四条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第四号中「第三条の」を「第三条第一項の」に改め、同号イ中「第三条第一号」を「第三条第一項第一号」に改め、同号ロ中「第三条第二号」を「第三条第一項第三号」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　協同組合による金融事業に関する法律第三条第一項第二号に規定する外国銀行代理業務

第十二条中「次の各号に」を「次に」に改める。

第十四条第二項第二号中「財団法人日本産業協会（大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般財団法人日本産業協会」に改め、同項第三号中「財団法人日本消費者協会（昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般財団法人日本消費者協会」に改める。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第十条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第三条の」を「第三条第一項（第二号を除く。）の」に改め、同項第一号中「第三条第一号」を「第三条第一項第一号」に改め、同項第二号中「第三条第二号」を「第三条第一項第三号」に改め、同項第三号中「第三条第三号」を「第三条第一項第四号」に改める。

第一条の次に次の三条を加える。

（外国銀行代理業務に関する認可の申請等）

第一条の二　信用協同組合等は、法第三条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　理由書

二　外国銀行代理業務（法第三条第一項第二号に規定する外国銀行代理業務をいう。以下同じ。）の委託を受ける旨の契約の相手方である中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号に規定する外国銀行（以下「所属外国銀行」という。）の定款又は性質を識別するに足りる書面

三　所属外国銀行の主たる営業所の存在を証明する書面

四　所属外国銀行の代表権を有する役員の資格を証明する書面

五　所属外国銀行の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

六　当該信用協同組合等と所属外国銀行との間の当該申請に係る外国銀行代理業務の委託契約書の案

七　当該申請に係る外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面

八　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一　所属外国銀行が、銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる財産的基礎を有していること。

二　所属外国銀行が、その人的構成等に照らして、銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

（委託契約書の案の記載事項）

第一条の三　前条第一項第六号に掲げる委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一　外国銀行代理業務を行う事務所の設置、廃止又は位置の変更に関する事項

二　外国銀行代理業務の内容（代理又は媒介の別を含む。以下同じ。）に関する事項

三　外国銀行代理業務の業務取扱日及び業務取扱時間に関する事項

四　所属外国銀行が、不当に外国銀行代理組合（外国銀行代理業務を行っている信用協同組合等をいう。以下同じ。）の業務上の秘密又は取引先の信用に関する事項を当該外国銀行代理組合及び当該取引先以外の者に漏らし、又は自己若しくは当該外国銀行代理組合及び当該取引先以外の者のために利用することを禁ずる規定

五　現金、有価証券等の取扱基準及びこれに関連する所属外国銀行の顧客に対する責任に関する事項

六　契約の期間、更新及び解除に関する事項

七　その他必要と認められる事項

（外国銀行代理業務の内容及び方法）

第一条の四　第一条の二第一項第七号に掲げる外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面に記載する事項は、次に掲げるものとする。

一　取り扱う所属外国銀行の業務の種類

二　取り扱う所属外国銀行の業務の種類ごとに当該業務の代理又は媒介のいずれを行うかの別（代理及び媒介のいずれも行う場合はその旨）

三　外国銀行代理業務の実施体制